

## ミッシェル・フィンク「ブロックチェーンと EU におけるデータ保護」

Michèle Finck(2017). Blockchains and Data Protection in the European Union. Max Planck Institute for Innovation and Competition Research Paper No. 18-01.

[小坂 準 記](#) (TMI 総合法律事務所)

### 1. GDPR とブロックチェーン

2018年5月25日に一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR) が施行された。

欧州経済領域 (EEA=EU 加盟国 28 개국とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) における新たな個人データ保護の枠組みとなる GDPR は、規制内容が厳しいことに加え、違反した場合の制裁金が莫大 (最大で企業の全世界年間売上高 4%又は€2000 万のいずれか高い方) であることから世界中で注目を集めている。

もともと、GDPR とブロックチェーンに関する検討は十分に進んでいるとは言い難く、そもそもブロックチェーンビジネスを行う上で GDPR への対応を行わなければならないということすら、あまり認識されていないように思われる。

そこで、ミッシェル・フィンク氏の「ブロックチェーンと EU におけるデータ保護」を紹介しながら、GDPR におけるブロックチェーンの問題点と今後について紙幅の許す限り解説してみたい。

### 2. 何が問題なのか？

GDPR とブロックチェーンの根本的な問題について、ミッシェル氏は制度設計の違いにあると指摘する。つまり、ブロックチェーンは取得、蓄積、処理が「分散 (decentralization)」されているが、GDPR は個人データの取得、蓄積、処理が中央集権化されていることを念頭に制度設計されているという違いがある。また、ミッシェル氏は、ブロックチェーン技術の特徴として「不変 (immutable)」なものであることも GDPR との関係では問題であると指摘する。

このブロックチェーンの特徴である「分散」と「不変」から導かれる GDPR 上の具体的な問題として、ミッシェル氏はアクセス権 (GDPR 第 15 条)、訂正権 (同第 16 条)、消去権 (同第 17 条) などを挙げる。

GDPR は、データ主体に自らの個人データがどのように蓄積、処理されているのかを管理者に確認するためのアクセス権を保証しているが、ブロックチェーンでの処理は分散されており、管理者ですら、ブロックチェーン上のどこに個人データが蓄積されているか把握していない場

合があり、仮に特定をすることができても、どのような処理がなされたのかを確認することは困難である。

また、GDPR は、データ主体に自らの個人データの訂正、消去を管理者に求める訂正権、消去権を保証しているが、先述のとおり分散処理されているブロックチェーン上では個人データの蓄積場所を特定することが困難であることに加え、仮に特定ができたとしても、ブロックチェーンは不変であることから訂正や消去を行うことが容易ではないという問題がある。

### 3. どのようにブロックチェーンを GDPR に対応させるか

ミシェル氏は、アクセス権、訂正権に基づくデータ主体からの請求に管理者が対応するためには、個人データをオフチェーンに置くことが望ましいと指摘する。

また、訂正権に関しては、新たなデータをブロックに結び付ける対応方法も考えられると述べる。

そして、消去権については、取引データは様々な消去方法があり得るが、パブリックキーを完全に消去することは現時点の技術では困難であるため、GDPR における「*erasure* (消去)」の意味について更なる検討を行う必要があると述べる。

### 4. GDPR とブロックチェーンのこれから

GDPR はブロックチェーンという言葉が浸透する以前につくられた法律である。

そのため、ミシェル氏も、GDPR は技術の特徴を考慮していないという観点から GDPR の一部はすでに時代遅れになっていることを認めつつも、ブロックチェーンが GDPR に適合するように設計されるようになれば、データ主体はより自らの個人データをコントロールすることができるようになるとも述べている。

また、欧州委員会も、ブロックチェーンは、データ主体が自らの個人データをコントロールすることができるようになるため、GDPR が定める義務を遵守することができる新たな手段となり得るものであるとともに、デジタル単一市場戦略にも資する技術であると述べ、今後、ブロックチェーン技術の発展により、GDPR に適合するものが登場することを期待している。

本稿執筆時において、GDPR は施行されて間もない法律であり、いまだ解釈や運用が手探りで行われている状況である。一方で、ブロックチェーンも登場して間もない技術であり、研究が日進月歩で進んでいる領域である。

このような現状下においては、自社においてブロックチェーンを活用した新たなビジネスモデルを検討する際には、早い段階から GDPR との関係についても検証を行い、採用するブロックチェーン技術ごとに、検討時点において取り得る最適な GDPR 対応を検討しておくほかないだろう。こうした丁寧な取り組みが GDPR による莫大な制裁金を回避する唯一の方法であると考えられる。